

松山市男女共同参画推進センター条例

平成 11 年 12 月 24 日

条例第 29 号

(目的及び設置)

第 1 条 松山市男女共同参画推進条例(平成 15 年条例第 23 号)第 28 条の規定に基づき、社会のあらゆる分野で男女が共に参画することができる環境づくりの促進を図り、もって男女共同参画社会の実現に資するための拠点施設として、松山市男女共同参画推進センター(以下「センター」という。)を設置する。

2 センターは、松山市三番町六丁目 4 番地 20 に置く。

(事業)

第 2 条 センターは、前条第 1 項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 図書、資料、情報等の収集及び提供に関すること。
- (2) 市民活動及びそのネットワークの形成の促進に関すること。
- (3) 国際交流の推進に関すること。
- (4) 講座、講演会、研修会等の開催に関すること。
- (5) 相談に関すること。
- (6) 諸問題の解決のための地域性を反映した調査研究に関すること。
- (7) センターの施設及び附属設備の使用に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(施設)

第 3 条 センターには、次の施設を置く。

- (1) 会議室
- (2) 国際交流会議室
- (3) 相談室
- (4) 交流コーナー
- (5) 情報広場
- (6) 視聴覚室
- (7) 調理室
- (8) 多目的室
- (9) 創作室
- (10) 和室
- (11) 託児室
- (12) 作業室
- (13) 展示コーナー

(使用の資格)

第4条 センターを使用できる者は、第1条第1項の目的の範囲内でセンターを使用しようとする者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有する者、本市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は本市内の学校に在籍する者
- (2) 前号に規定する者を主な構成員とする団体
- (3) その他市長が適当と認める者

(登録団体)

第5条 市長は、前条の資格を有する団体であって規則で定める要件を満たすものを、松山市男女共同参画推進センター登録団体(以下「登録団体」という。)として登録する。

- 2 市長は、登録団体に対し、予算の範囲内において、その活動を支援するために必要な施策を行うものとする。

(登録の申請等)

第6条 前条第1項の規定による登録を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、登録の適否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、年度途中における登録の有効期間は、当該年度の3月31日までとする。

(登録の更新)

第8条 登録団体は、前条の登録の有効期間の満了に際して、引き続き登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に更新の申請をしなければならない。

- 2 第5条第1項、第6条第2項及び第7条本文の規定は、前項の規定による登録の更新について準用する。

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第5条第1項に規定する登録の要件を欠くこととなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (3) その他市長が登録を不適当と認めたとき。

(使用の許可)

第 10 条 センターの施設(第 3 条第 3 号から第 5 号まで及び第 12 号の施設を除く。)を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をするときは、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設又は附属設備を毀^き損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) センターの管理運営上支障があると認められるとき。
- (4) その他市長が使用を不相当と認めたとき。

(使用の停止等)

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、中止し、又はその許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可条件に違反したとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(使用料)

第 13 条 第 10 条第 1 項の許可を受けてセンターの施設を使用する者(以下「使用者」という。)は、別表に定める施設の使用料及び規則で定める器具等の使用料を市に納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第 14 条 市長は、公益上特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第 15 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定める場合は、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(行為の制限)

第 16 条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 営利を目的とする行為
- (2) 寄附の募集

(3) 広告物の掲示若しくは配布又は看板・立札類の設置

(入館の制限)

第 17 条 市長は、泥酔している者その他センターの管理上支障があると認められる者の入館を拒み、又は退館を命じることができる。

(原状回復)

第 18 条 使用者は、センターの使用を終了し、又は中止したときは、速やかに使用した施設(附属設備を含む。)を原状に回復して、市長に返還しなければならない。

(損害賠償)

第 19 条 センターの施設又は附属設備を毀^き損し、又は滅失した者は、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示に従い、損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第 20 条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 21 条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第 2 条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 第 5 条第 1 項の登録に関する業務
- (3) 第 10 条第 1 項の許可に関する業務
- (4) センターの維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の場合において、第 4 条第 3 号、第 5 条第 1 項(第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 6 条第 1 項及び第 2 項(第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 8 条第 1 項、第 9 条から第 12 条まで、第 13 条第 2 項及び第 16 条から第 18 条までの規定の適用についてはこれらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 14 条の規定の適用については同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「市長と協議して、使用料」と、第 15 条の規定の適用については同条中「市長は」とあるのは「指定管理者は、市長と協議して」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 22 条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(規則への委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第 24 条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成 12 年 1 月 18 日規則第 2 号により、平成 12 年 2 月 1 日から施行する。)

(登録の有効期間の特例)

- 2 第 7 条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成 12 年 3 月 31 日までの間に第 6 条第 2 項の規定に基づき登録を受けた者の当該登録の有効期間は、平成 13 年 3 月 31 日までとする。

(松山市児童厚生施設条例の一部改正)

- 3 松山市児童厚生施設条例(平成 7 年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付 則(平成 15 年 7 月 4 日条例第 23 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

付 則(平成 17 年 6 月 30 日条例第 35 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 18 年 3 月 17 日規則第 15 号により、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。)

別表(第13条関係)

施設使用料

利用時間	午前		午後		夜間		全日		
	9時～12時		13時～17時		18時～21時		9時～21時		
区分	登録団体	その他	登録団体	その他	登録団体	その他	登録団体	その他	
会議室 1—1	840円	1,470円	1,050円	2,100円	1,050円	2,100円	2,520円	4,830円	
会議室 1—2	1,050円	1,890円	1,470円	2,730円	1,470円	2,730円	3,360円	6,510円	
会議室 2	2,100円	4,200円	2,730円	5,460円	2,520円	5,040円	6,720円	13,440円	
会議室 3	1,470円	2,730円	1,890円	3,780円	1,890円	3,570円	4,410円	8,820円	
会議室 4	840円	1,470円	1,050円	2,100円	1,050円	2,100円	2,520円	4,830円	
会議室 5	2,940円	5,880円	3,780円	7,560円	3,570円	6,930円	9,240円	18,480円	
大会議室	3,570円	6,930円	5,670円	11,340円	5,250円	10,290円	13,230円	26,460円	
国際交流会 議室	2,310円	4,410円	2,730円	5,460円	2,520円	5,040円	6,930円	13,650円	
視聴覚室 A	2,100円	4,200円	2,520円	5,250円	2,310円	4,830円	6,510円	13,020円	
視聴覚室 B	1,680円	3,360円	2,310円	4,410円	2,100円	3,990円	5,460円	10,710円	
調理 室	全室	2,520円	5,040円	3,360円	6,510円	2,940円	5,880円	7,980円	15,750円
	部分	420円	630円	420円	630円	420円	630円	1,260円	1,680円
多目的室	3,150円	6,090円	3,990円	7,770円	3,570円	7,140円	9,660円	19,110円	
創作室	1,890円	3,780円	2,520円	4,830円	2,310円	4,410円	5,880円	11,760円	
和室	1,050円	1,890円	1,470円	2,730円	1,260円	2,520円	3,360円	6,510円	

備考

- 1 午前・午後又は午後・夜間と継続して使用する場合は、それぞれの区分による使用料の合計額とする。
- 2 使用時間の超過に対する使用料は、30分(30分に満たないときは、これを30分とする。)ごとに当該区分の1時間当たりの額(10円未満の端数が生じる場合は切り捨てる。)とする。この場合において、午前・午後の継続使用で超過したときは午後の区分

の 1 時間当たりの額とし、午後・夜間の継続使用又は全日使用で超過したときは夜間の区分の 1 時間当たりの額とする。

- 3 会議室 1—1 と会議室 1—2、視聴覚室 A と視聴覚室 B 又は会議室 5 と大会議室を一体で使用する場合の使用料は、それぞれの使用料の合計額とする。
- 4 調理室の部分使用料は、調理台 1 台当たりの使用料とする。